

規則等の案と定めた規則等の差異について

1 規則等の案の題名

申請書等への押印を不要とすることを目的とする関係規則等の改正等について(その2)
(案)

2 意見公募手続を実施した期間

令和4年1月14日から令和4年2月14日まで

3 定めた規則等の題名

- (1) 静岡市会計規則等の一部を改正する規則(令和4年静岡市規則第34号)
- (2) 静岡市育英条例施行規則の一部を改正する規則(令和4年静岡市教育委員会規則第1号)
- (3) 静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程(令和4年静岡市上下水道局管理規程第11号)
- (4) 静岡市公職選挙法による選挙運動に関する規程の一部を改正する告示(令和4年静岡市選挙管理委員会告示第2号)
- (5) 静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部を改正する告示(令和4年静岡市選挙管理委員会告示第3号)
- (6) 静岡市選挙公報の発行に関する条例施行規程の一部を改正する告示(令和4年静岡市選挙管理委員会告示第4号)
- (7) 政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類の証票に関する規程の一部を改正する告示(令和4年静岡市選挙管理委員会告示第5号)
- (8) 静岡市井川財産区議会議員選挙及び静岡市両河内財産区議会議員選挙の選挙運動に関する規程の一部を改正する告示(令和4年静岡市選挙管理委員会告示第6号)

4 規則等の公布等年月日

- (1) 令和4年3月30日
- (2) 令和4年3月15日
- (3) 令和4年3月30日
- (4) 令和4年3月31日
- (5) 令和4年3月31日
- (6) 令和4年3月31日
- (7) 令和4年3月31日
- (8) 令和4年3月31日

5 規則等の案と定めた規則等の差異及び理由

(1) 一部の規定について実印による押印を要するものとしたこと

次に掲げる規定について、意見公募手続を実施した時点においては押印を要しないものとする改正をすることを予定していたが、実印による押印を要するものとするための所要の改正をすることとした。

ア 静岡市会計規則等の一部を改正する規則の施行に伴い改正された規定

(ア) 静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則様式第16号（貸付減額申出書）

(イ) 静岡市看護師等修学資金貸与等規則様式第1号（修学資金貸与申請（誓約）書）

イ 静岡市育英条例施行規則の一部を改正する規則の施行に伴い改正された規定

(ア) 静岡市育英条例施行規則様式第5号（誓約書）

(イ) 静岡市育英条例施行規則様式第15号（奨学金返還明細書）

(2) 改正する予定ではなかった規定を改正したこと

意見公募手続を実施した時点においては改正する予定ではなかった規定について、次のような改正をすることとした。

ア 押印を要しないものとする改正

次に掲げる規定について、押印を要しないものとするための所要の改正をすることとした。

(ア) 静岡市会計規則等の一部を改正する規則の施行に伴い改正された規定

a 静岡市生活保護法施行細則様式第23号（医療要否意見書）

b 静岡市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則様式第22号（医療要否意見書）

c 静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則様式第10号（連帯保証人変更申請書）

d 静岡市精神障害者医療費助成規則様式1号（精神障害者医療費助成金支給申請書）

e 静岡市看護師等修学資金貸与等規則様式第3号（借用証書）

(イ) 静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程の施行に伴い改正された規定

a 静岡市水道事業及び下水道事業会計規程第47条第2項

b 静岡市水道事業及び下水道事業会計規程第48条第2項

c 静岡市水道事業及び下水道事業会計規程様式第15号（支払通知書）

イ 実印による押印等を要するものとする改正

次に掲げる規定について、実印による押印を要するものとするための所要の改正をすることとした（いずれも静岡市会計規則等の一部を改正する規則の施行に伴い改正された規定である。）。

(ア) 静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則様式第5号（借用書）

(イ) 静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則様式第6号（借用書）

(ウ) 静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則様式第14号（貸付増額申請書）

(工) 静岡市看護師等修学資金貸与等規則様式第 3 号 (借用証書)